

岡山大学喫煙対策基本指針

平成29年3月21日

岡 山 大 学 長 裁 定

岡山大学は、平成15年5月に施行された健康増進法の趣旨を踏まえ、平成15年9月に「岡山大学における受動喫煙防止のための指針」を制定し、①受動喫煙防止（建物内全面禁煙）、②喫煙防止教育、③禁煙支援の3方針に沿って喫煙対策を進めてきました。

また、平成23年7月には喫煙対策をさらに推進するため、キャンパス内の喫煙所を段階的に廃止する指針を打ち出し、平成26年4月1日には、全学キャンパス内禁煙を実施しました。

受動喫煙防止に関する法令として、健康増進法のほか、平成17年に発効された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、平成26年に一部改正施行された労働安全衛生法などがあり、大学における喫煙対策の更なる推進が要請されております。

本学は、これらの社会情勢に鑑み、「岡山大学喫煙対策基本指針」を策定し、本学における喫煙対策の基本理念を再確認した「岡山大学喫煙対策宣言」を表明するとともに、喫煙対策の実施のための基本原則となる「岡山大学喫煙対策基本方針」を明らかにし、継続的に喫煙対策活動を推進していきます。

岡山大学喫煙対策宣言

岡山大学は、未成年の学生を含め、多くの人が集まる公共性の高い場であり、教育機関です。安全・安心、快適な教育研究環境を確保し、学生、教職員の健康増進を図るため、さらには、学生に喫煙習慣を身につけさせることなく社会に送り出すために、喫煙対策の推進に取り組んでいきます。

岡山大学は、喫煙の被害から現在及び将来の世代を守るため、喫煙対策を推進し、スモークフリーな社会の実現に貢献することをここに宣言します。

岡山大学喫煙対策基本方針

岡山大学における喫煙対策は、次の基本方針に基づき実施する。

1. 喫煙対策の組織的推進について

- 1) 喫煙対策は、本学構成員の理解と協力の下に、大学全体で取組む。
- 2) 喫煙対策推進組織を、全学及び各事業場に設置する。
- 3) 全学及び各事業場は、推進計画を策定し、組織的に喫煙対策を推進する。
- 4) 部局長等は、当該組織内の喫煙対策を積極的に推進する。

2. 受動喫煙防止対策の推進について

- 1) 全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙を継続実施する。
 - ・対象者は、本学の学生・教職員及び学外者で本学のキャンパスに立ち入る者とする。
 - ・対象となる地域は、本学全キャンパス及び附属施設とし、建物内、駐車場内（車内を含む。）を含め敷地内全体とする。
- 2) 大学周辺の敷地外での喫煙者に対し、周囲の人への受動喫煙に配慮するよう注意喚起を行う。

3. 喫煙防止教育、啓発活動について

- 1) 学生・教職員に対し、喫煙防止教育及び受動喫煙防止に関する教育を行う。
- 2) キャンパス内外に、喫煙対策に関する情報発信、啓発及び周知を行う。

4. 禁煙支援について

- 1) 喫煙者に対し、情報提供並びに禁煙相談及び禁煙支援を行う。
- 2) 学内に「禁煙（相談）外来」を設置し、禁煙を希望する喫煙者を積極的に支援する。

5. その他

- 1) 地域との連携について
近隣町内会と情報・意見の交換を行うことで、大学の喫煙対策への理解と協力を得て、共に喫煙対策を進める。
- 2) 社会情勢等の変化への対応について
法令改正や社会情勢の変化に対応し、対策を行う。
- 3) 喫煙者の責務について
 - ・喫煙者は、敷地外で喫煙する場合も喫煙マナーを守り、周囲の人への受動喫煙による健康被害に配慮するものとする。
 - ・喫煙者は、タバコの吸い殻の処分・火の始末などの防火対策をとるものとする。